

三木市と生活協同組合コープこうべとの地方創生に関する包括連携協定書

三木市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、三木市の地方創生の実現に向けて、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに緊密に連携し、協働することにより、三木市の地方創生を推進し、一層の地域社会の発展と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し、協働する。

- (1) 買い物支援に関する事
- (2) 健康増進に関する事
- (3) 子育て支援に関する事
- (4) 防災・減災に関する事
- (5) その他、地方創生に関する事

2 連携事項の詳細については、甲及び乙が合意の上決定するものとし、必要に応じて覚書を締結する。なお、当該合意として、甲乙間における平成8年4月18日付「緊急時における生活物資確保に関する協定」及び平成25年10月28日付「三木市高齢者見守り事業協定」及び令和3年8月25日付「三木市町ぐるみ検診推進パートナーシップ協定」を既に締結していることを相互に確認する。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は前条第1項各号に定める連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、甲及び乙のいずれから本協定の解約又は変更の申し出がないときは、本協定書が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(解約)

第5条 甲又は乙のいずれかが有効期間の中途において解約を申し出た場合には、協議して決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 この協定に基づく取組において知り得た相手方の秘密について、この協定の有効期間中又は有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の内容若しくは運用等に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年6月25日

(甲)

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市

三木市長 仲田 一彦 印

(乙)

兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

生活協同組合コープこうべ

組合長理事 岩山 利久 印